

ガス機器を安全・安心にご利用いただくために

— ガス機器にも寿命があります —

ガス機器メーカーは、ガス給湯器等の設計を行う際に、標準的に使用した場合の使用期間（設計標準使用期間）を10年[※]と定めています。

長期間（10年を超えて）ご使用になりますと、部品の経年劣化による故障の発生や、機器によっては修理部品の調達が不可能となり、修理できない場合があります。

機器に表示している設計標準使用期間（10年）が経過する前にあんしん点検（有料）を受けることをおすすめします。

※機器の使用頻度や使用環境により、早く経年劣化が起きる場合があります。

修理部品の保有年数

1. 国の指導により、製造打ち切り後の修理部品のメーカー保有年数は、以下のように定められています。

- ・給湯器、小型湯沸器、BFタイプふろがま…7年



- ・ふろがま…6年



2. (一財)ベターリビングが、品質・性能・アフターサービス等に関して認定した優良住宅製品（BL認定品）については、上記の修理部品保有年数はいずれも10年間としています。

ガス機器メーカーのあんしん点検

長期間（10年以上）ご使用されているお湯まわりのガス機器について、点検を希望される場合、ガス機器メーカーが実施している「あんしん点検（有料）」をご利用ください。

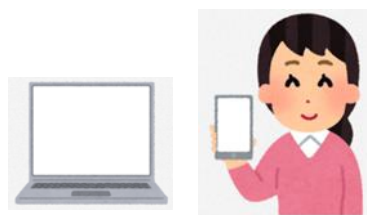
ガス機器購入時に、同封されている「登録票」をご記入後、郵送していただくか、「インターネット」で登録していただきますと、点検が必要な時期にメーカーが「あんしん点検（有料）」のご案内を差し上げます。

ガス機器購入の際は、ぜひご登録をお願いいたします。

なお、詳細につきましては、各ガス機器メーカーのホームページでご確認ください。



登録票を郵送



パソコンやスマホで登録